

令和2年度 樺戸郡浦臼町農業委員会

第1回 (7月) 会議録

招 集 期 日	令和2年7月20日	13時30分	場 所	行政センター 委員会室
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告 者	開会	令和2年7月20日	招 集 者	町 長 川 畑 智 昭
	閉会	令和2年7月20日	会 長	畑 山 証
会 長	畑 山 証		職 務 代 理	位 田 勝

委員の応招、並びに出席状況

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	位 田 勝	出席	6	今 田 厚 子	出席	11	静 川 広 巳	出席
2	古 橋 優 一	出席	7	石 橋 和 博	出席	12	土 橋 直 生	出席
3	三 次 博 之	出席	8	佐 藤 等	出席	13	畑 山 証	出席
4	鎌 田 和 久	出席	9	高 田 輝 雄	出席			
5	石 井 文 彦	出席	10	折 坂 義 一	出席			
農業委員会事務局職員		事務局長	横 井 正 樹		書 記	係長: 國田幹夫・主査: 木村秀幸		

議案説明のため出席した者の職氏名

町長		副町長	
----	--	-----	--

議事日程並びに会議事件

日程第1		仮議席の指定について
日程第2	選挙第1号	浦臼町農業委員会会長の互選について
日程第3		会期の決定について
日程第4	選挙第2号	浦臼町農業委員会会長職務代理者の互選について
日程第5		議席の決定について
日程第6		会議録署名委員の指名について 1 位田 委員 2 古橋 委員
日程第7	報告第1号	農地等現地確認について
日程第8	議案第1号	農地移動適正化あっせん事業地区別構成について
日程第9	議案第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約について
日程第10	議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について

議事の顛末

局長	<p>只今より浦臼町農業委員会総会を開催致します。 開催にあたりまして総会招集者 浦臼町長よりご挨拶をさせていただきます。</p>
町長	<p>(浦臼町農業委員会総会招集に対する挨拶) 挨拶終了後</p> <p>改選委員、最初の農業委員会総会であり、会長互選までの間、仮議長において議事を進行させることが望ましいと考えますので、慣例により私が仮議長を指名してよろしいか伺います。</p>
全委員	<p>異議ありません。</p>
町長	<p>全委員の賛意を頂戴いたしましたので指名させていただきますが、慣例により出席議員の中より、今田委員を仮議長に指名致します。 今田委員、議長席にご着席願います。 (今田委員議長席に着席)</p>
局長	<p>それでは、招集者である町長の用務を終了致しましたので退席致します。</p>
町長	<p>これからの、審議よろしく願います。 (町長退室)</p>
仮議長	<p>只今、町長より仮議長に指名されましたので臨時の議長の職務を行います。どうぞよろしくお願い致します。 只今から令和2年第1回浦臼町農業委員会総会を開催致します。 日程第1 仮議席の指定を行います。 仮議席は席の席とします。</p> <p>日程第2 選挙第1号、浦臼町農業委員会会長の互選についてを議題とします。農業委員会等に関する法律第5条第1項の規定による浦臼町農業委員会会長を、同条第2項の規定に基づき互選することになっております。よって会長の互選の方法についてを、お諮りします。投票によって行うのが原則としますが、指名推薦の方法もあります。ただし、指名推薦の場合には、全員による同意が必要となります。いずれに致しますか。</p>
委員	<p>指名推薦を提案します。</p>

仮議長 指名推薦の声がありますが、ご異議ございませんか。

全委員 異議ありません。

仮議長 異議なしと認めます。
したがって、互選の方法は指名推薦によって行うことに決定しました。
指名の方法についてお諮りします。
いかような方法で行いますか。
なければ事務局より指名方法案を提案いたしますが、よろしいでしょうか。

全委員 異議ありません。

仮議長 異議なしと認めます。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 従来は、鶴沼・浦臼・晩生内の3地区から数名ずつ選考委員を挙げて推薦していますが、事務局より選考委員を指名させていただき、選考推薦いただきたいと考えております。説明は以上であります。

仮議長 事務局の説明が終わりました。事務局の案について委員のご意見を頂戴したいと思えます。

全委員 異議ありません。

仮議長 異議なしと認めます。
それでは、選考委員を選出し、会長を互選することにします。事務局より選考委員の指名願います。

事務局 それでは指名させていただきます。
折坂委員、高田委員、静川委員、お願いいたします。

仮議長 只今、指名委員におかれましては、別室を用意してありますので、別室で選考願います。選考の結果が出るまでの間、暫時休憩とします。

(暫時休憩)

仮議長 会議を再開します。それでは選考結果の発表をお願いします。

選考委員長	選考委員の中から選考委員長を務めさせて頂きました折坂でございます。慎重審議の結果、会長に浦臼地区 畑山委員を指名いたします。
仮議長	只今、選考委員長より選考の結果、畑山委員を指名推薦とする発言がありましたが、被指名人をもって当選人と定めることにご異議ございませんか。
全委員	異議ありません。
仮議長	異議なしと認めます。 したがって、ただいま指名した畑山委員を浦臼町農業委員会会長に当選されました。
畑山会長	畑山会長より挙手
仮議長	会長に当選されました畑山会長より発言を求められておりますので、これを許します。
畑山会長	(会長当選挨拶)
仮議長	これで仮議長の職務をすべて終了致しました。ご協力ありがとうございました。 会長、議長席にお着き願います。 (仮議長離席、会長着席)
議長	そでは引き続き日程を進めて参りたいと思います。 日程第3 会期を定めることについてを議題とします。本日の第1回浦臼町農業委員会総会の会期は本日1日限りとすることにご異議ございませんか。
全委員	異議ありません。
議長	異議なしと認めます。 よって会期は本日限りと決定致しました。
議長	日程第4 選挙第2号、浦臼町農業委員会会長職務代理者の互選についてを議題とします。農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定に基づき、浦臼町農業委員会会長職務代理者を互選することとなっております。よって、会長職務代理者の互選の方法について、お諮りします。

投票によって行うのが原則と致しますが、指名推薦の場合には、全委員による同意が必要となります。いずれにいたしますか。

委員 指名推薦を提案します。

議長 指名推薦の声がありますが、ご異議ございませんか。指名推薦の場合、全委員の同意を必要といたしますので賛成の方はご起立願います。

全委員 (全員起立)

議長 異議なしと認めます。
したがって、互選の方法は指名推薦(すいせん)によって行うことに決定しました。それでは、先ほどと同様選考委員は別室で選出をお願い致します。選出の結果が出るまでの間、暫時休憩とします。

(暫時休憩)

議長 会議を再開致します。
それでは、選考委員長より指名の発表をお願いします。

選考委員長 (引き続き折坂委員)
慎重審議の結果、職務代理を鶴沼地区 位田委員を指名いたします。

議長 只今、選考委員長より選考の結果、位田委員を指名推薦する発言がありました。被指名人をもって当選人と定めることに異議ございませんか。

全委員 異議ありません。

議長 異議なしと認めます。
したがって、ただいま指名した位田委員が浦臼町農業委員会会長職務代理者に当選されました。

位田委員 位田職務代理より挙手

議長 会長職務代理者に当選されました位田委員より発言を求められておりますので、これを許します。

位田職務代理 (職務代理当選挨拶)

議長 日程第5 議席の決定についてを議題とします。議席の決定につきましては、浦臼町農業委員会会議規則第4条の規定により「くじ」となっております。なお、会長の議席は13番、会長職務代理者の議席は1番となるのが慣例となっております。よって、2番から12番のくじ棒を引いていただくため、仮議席順にくじ引き願います。
なお、事務局が回りますので席上にてくじ棒をお引き願います。

(くじ引き)

議長 くじ引きが終わりました。議席番号と氏名を事務局長から朗読いたします。

局長 それでは議席番号と氏名を申し上げます。
一番、位田委員、二番、古橋委員、三番、三次委員、四番、鎌田委員、五番、石井委員、六番、今田委員、七番、石橋委員、八番、佐藤委員、九番、高田委員、十番、折坂委員、十一番、静川委員、十二番、土橋委員、十三番、畑山委員、以上でございます。

議長 議席が決まりましたので、それぞれ、ただいまの指定の議席にお着き願います。
ここで、休憩に入りたいと思います。休憩時間を14時20分までといたします。なお、この休憩時間に新委員集合写真の撮影を行いますので、この階の「あかねホール」にお集まり願います。

(再開)

議長 総会を再開致します。
日程第6 会議録署名の指名ですが、会長が指名することでご異議ございませんか。

全委員 異議ありません。

議長 それでは、一番、位田委員、二番、古橋委員を指名します。
日程第7以降につきましては、事務局長より説明致します。

局長 第1回浦臼町農業委員会総会の議事につきまして、日程第7、報告第1号農地等現地確認について3件でございます。日程第8農地移動適正化あっせん事業地区別構成について、日程第9、農地法第18条第6項の規定による合意解約の成立状況の確認について、1件でございます。日程第10、農地法第3条の規定による許可申請書について贈与2件でございます。これらの審議を賜りたいと存じます。以上です。

議長 以上で説明が終わりました。それでは順次議題に入ります。
日程第7、報告第1号、農地等現地確認についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案4ページをお開き願います。報告第1号、農地等現地確認について下記の者から農地等現地確認の願い出があり、現地を確認いたしましたので報告いたします。令和2年7月20日報告。浦臼町農業委員会会長 畑山 証
4ページから9ページまで一括して報告させていただきます。
1.土地及び関係人の表示、所在は「字・・・」「・・・番地・・・」本・筆。地目については公簿と現況はご覧のとおりです。現地確認した農地の面積は・・・平方メートルです。申請人は「・・・」さん。場所につきましては5ページになります。申請地については、・・・地区で町道・・・線沿いの・・・の・・・に位置した所であります。つぎに議案6ページをお開き願います。1.土地及び関係人の表示、所在は「字・・・」「・・・番地・・・」本・筆。地目については公簿と現況はご覧のとおりです。現地確認した農地の面積は・・・平方メートルです。申請人は「・・・」さん。場所につきましては7ページになります。申請地については、・・・地区で・・・線の北側に位置した所であります。つぎに議案8ページをお開き願います。1.土地及び関係人の表示 所在は「字・・・」「・・・番地・・・」本・筆。地目については公簿と現況はご覧のとおりです。現地確認した農地の面積は・・・平方メートルです。申請人は「・・・」さん。場所につきましては9ページになります。申請地については、・・・地区で町道・・・線の・・・側に位置した所あります。今回の現地確認については、各地区委員長に関係書類を送付し、書面確認と必要に応じ現地を確認頂く内容で署名押印提出としました。議案4ページから9ページまでの説明は以上でございます。

議長 只今、説明のありました、この件につきまして、ご意見、ご質問をお受けします。

全委員 異議ありません。

議長 それでは、この件については、報告通り承認します。

議長 日程第 8、議案第 1 号、農地移動適正化あっせん事業地区別構成についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案 10 ページをお開き願います。議案第 1 号、農地移動適正化あっせん事業地区別構成について。浦臼町農地移動適正化あっせん事業組織要領のあっせん委員を次のとおり構成する。令和 2 年 7 月 20 日提出、浦臼町農業委員会会長 畑山 証。

農業委員会等に関する法律第 6 条第 2 項の規定に基づき区域内の農地等の利用最適化の推進のため、あっせん委員の構成を作るものであります。鶴沼地区の委員は、折坂委員、位田委員、三次委員、石井委員の 4 名。浦臼地区の委員は、石橋委員、土橋委員、静川委員、今田委員、畑山委員の 5 名。晩生内地区の委員は、鎌田委員、佐藤委員、古橋委員、高田委員、の 4 名であります。それぞれの地区別に委員長、副委員長を選出していただきたいと思えます。説明は以上です。

議長 それでは、地区ごとに分かれて委員長、副委員長を提出していただきたいと思えます。なお、選出の結果は事務局へ報告して下さい。報告あるまで暫時休憩と致します。

(暫時休憩)

議長 それでは会議を再開致します。事務局より委員長、副委員長の発表をお願いします。

局長 只今、それぞれの地区より委員長、副委員長の指名がありましたので報告致します。鶴沼地区委員長、三次委員、副委員長、折坂委員、浦臼地区委員長、静川委員、副委員長、石橋委員、晩生内地区委員長、高田委員、副委員長、古橋委員以上です。

議長 あっせん委員長、副委員長がそれぞれ決定しました。公平、公正を欠いてはならない「あっせん事業」にかかるので、よろしく願い致します。

議長 日程第 9、議案第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について、を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

11ページをお開き願います。議案第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、下記の者から農地法第18条第6項の規定に基づき合意解約通知書が提出されており、使用貸借の解約が成立していると考えられることから、意見を求めます。令和2年7月20日報告、浦臼町農業委員会会長 畑山 証。1.土地及び関係人の表示所在は「・・・」「・・・番地・・・」ほか・・・筆地目については公簿、現況ともに一覧のとおりで、農地の面積は「田」が・・・・・・平方メートル、「畑」で・・・・・・平方メートル、合計は・・・・・・平方メートルです。貸主は「・・・」さん、借主は「・・・」さんです。摘要は合意解約。農地法第3条 使用貸借 許可番号・・・・号。平成・・年・月・・日からの使用貸借でしたが、令和・年・月・日に合意解約の通知書が提出されております。図面は12～13ページです。場所は・・地区で、町道・・の東側に広がる一団地の農地であります。合意解約した農地については、本日の議案に提出しますが、・・・による・・・を行います。議案11ページの説明は以上であります。

議長

只今、説明のありました、この件につきまして、ご意見、ご質問をお受けします。

全委員

異議ありません。

議長

それでは、この件の合意解約については、承認いたします。

議長

日程第10、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案の14ページをお開き願います。議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、下記の者から農地法第3条の規定による許可申請書の提出がありましたので意見を求めます。令和2年7月20日提出。浦臼町農業委員会会長 畑山 証。1.土地及び関係人の表示、所在は「字・・・・」「・・・番地・・・」本・筆。地目については公簿と現況は一覧のとおりで、農地の面積は「畑」で・・・・平方メートルです。譲渡人は「・・・」さん、譲受人は「・・・」さんです。譲渡理由は「譲受人の希望による贈与」、譲受理由は「経営規模拡大」です。図面は15ページです。場所は・・地区で、町道・・線沿の南側に面する農地です。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、16ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案14ページの説明は以上であります。

議長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

全委員 溜池は農地にはいるのか。

事務局 現況地目が「畑」となっており、公簿が非農地であっても、現況が農地であれば含めます。
この農地は溜池を埋めて農地をしているところであり、税務地目も「畑」として見なしているためであります。

委員 わかりました。

議長 他に意見ございませんか。

全委員 ありません。

議長 それでは、この件については、許可することで決定致します。

議長 次に譲渡人「・・・」、譲受人「・・・」についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 17ページをお開き願います。1.土地及び関係人の表示、所在は「字・・・」「・・・番地・・・」ほか・・・筆。地目については公簿、現況は一覧のとおりで、農地の面積は「田」が・・・平方メートル、「畑」が・・・平方メートル、合計・・・平方メートルです。譲渡人は「・・・」さん、譲受人は「・・・」さんです。譲渡理由は「経営移譲のため、農業後継者である譲受人への贈与」、譲受理由は「農業経営安定のため譲渡人より譲受」です。図面は18ページから21ページになります。場所は・・・地区内で・・・地区から・・・川まで分布しております。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、22ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案17ページの説明は以上であります。

議長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委員 生前贈与をするという事は税務署に対して保証しなければならない。というのは何かあった時に生前贈与を解約した時、税金を納めなければならないという事が発生してくる、その保証というのは事務局には話がなかったのか。

事務局 この案件については譲渡人と協議の上、来年時の確定申告において「相続時精算課税」の申告をしていただき、将来的な話もしましたが、今後、離農等において、農地を売買すると課税のされる旨も説明をしており、また、譲受人については・年前から・・・・を受給している手前、農地の所有権を確定するため、後継者である譲受人に一括して農地の贈与となりました。

委員 今、浦臼では生前贈与では扱いはないが、実際、債務（納税）の保証は農協になるので、もしもの場合、誰が納税するか、相続時精算課税も選択はあるが、今後の取り扱いに注意願いたい。

議長 他にご意見ございませんか。

全委員 ありません。

議長 それでは、この件については、許可することで決定致します。

以上で、本日提案されました議案は、全て審議終了しました。
これをもちまして第1回 浦臼町農業委員会総会を閉会致します。